

日医発第348号(医経)(健Ⅲ)

令和7年5月30日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の
特別償却制度について(情報提供)

平素から、本会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度につきましては、令和7年4月15日付文書「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等について」(日医発第138号)にてお知らせしているところです。

今般、本制度について、令和7年度税制改正を踏まえて厚生労働省が作成した資料・動画等が公開されましたので、ご案内いたします。

本制度の利用にあたっては、都道府県の医療勤務環境改善支援センターに、対象機器等の購入前に計画書を提出し確認を得る必要がありますが、本会の要望を受け、手続きの迅速化が図られております。

また、別添資料「<記載例>医師等勤務時間短縮計画」におきまして、対象機器について「比較的小規模な医療機関でも活用可能と考えられる例示」も示されていますので、これを参考にいただき、診療所や小規模の病院においても積極的に本制度の利用をご検討ください。

実際の適用につきましては、税理士等の専門家に事前にご確認されますよう、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

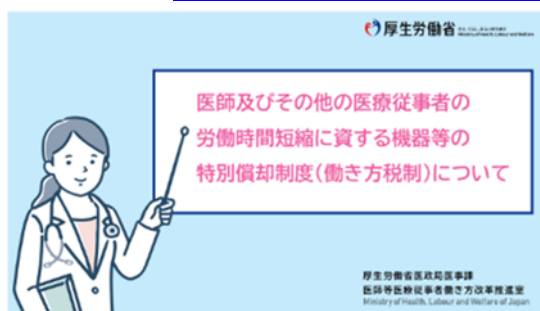
医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度
(所得税・法人税、適用期限：令和9年3月31日)

- ① 青色申告書を提出する法人又は個人で医療保健業を営む者が、②に掲げる設備等を取得して医療保健業の用に供した場合は、その取得価額の15%の特別償却ができる。
- ② 対象設備：器具及び備品（医療用機器を含む）並びにソフトウェアであって、医師及びその他の医療従事者の勤務時間の短縮又はチーム医療の推進に資する未使用の勤務時間短縮用設備等のうち一定のもの。1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの。

[添付資料]

- 概要資料「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（働き方税制）について」

※上記資料の解説動画 <https://www.youtube.com/watch?v=jA7MoJssues>



- <記載例> 医師等勤務時間短縮計画（抜粋） ※ 一部加筆修正
- Q&A

※ 各都道府県の医療勤務環境改善支援センターの一覧

<https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/outline/work-improvement-support-center>

※ 添付資料を含む本制度関連資料は、厚生労働省の以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html

(医師の働き方改革>医療機関向け情報>医師の働き方改革推進のための医療機関の支援>医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について)

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（働き方税制）について

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度（働き方税制）について （所得税、法人税）

医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備等について、特別償却が可能となっています。

特別償却とは、対象設備等取得の初年度に普通償却費（定率・定額）に加え特別償却費を追加で償却できる制度であり、この特別償却割合を前倒しして減価償却費として計上できるものです。

【対象設備】医療機関が、都道府県の医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等の労働時間短縮に向けた「医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）」に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち**30万円以上のもの（未使用のものに限る）**

【特別償却割合】**取得価格の15%**



※令和7年4月から令和9年3月までに所定の手続きをして、供用開始したものに適用（2年間の特例措置）

例：個人もしくは12月決算の法人が9月に対象設備等を導入した場合

普通償却 × $\frac{（9月から12月まで）= 4か月}{12か月}$

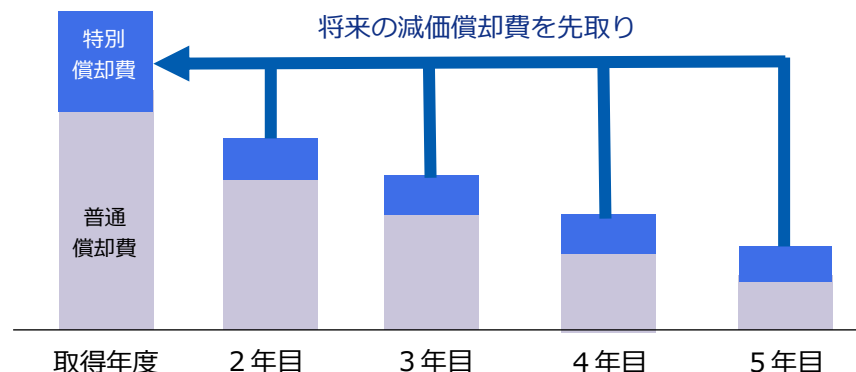
+

特別償却（取得価格の**15%**が加算）

上記を初年度に前倒しで計上

※ 購入月により普通減価償却額の計算が変わりますが、特別償却は購入月に関わらず15%償却することができます。

定率法を前提とした特別償却のイメージ図



経営状況によって税制上の効果は異なりますが、**購入費用の支出等により経営的に不安定となりがちな導入初年度に税負担が軽減される**ことで、**経営の安定化**に繋がります。

（例）特別償却制度を適用して1億2,000万円の対象機器を導入した場合、特別償却額1,800万円（取得価格の15%）の23.2%（法人税率）である約420万円分について、税負担の軽減に繋がります。

本税制の対象と手続の流れについて（全体イメージ）

対象と手続の流れ

本制度の 対象医療法人等

法人税、所得税の課税法人

（大学病院、公立病院、公的病院、社会福祉法人、社会医療法人等は対象外）
かつ、課税対象となる利益のある黒字法人

医療法人等

医療機関

③対象設備等取得・ 供用開始

医師等が行う業務の効率化に資する設備等5類型のいずれかに該当するものが対象

①短縮計画作成

②短縮計画の助言・確認 計画書返却

④青色申告書提出

特別償却の場合、
計画書添付



法人を所轄する
税務署

医療勤務環境改善 支援センター （勤改センター）

医療労務管理アドバイザー 医業経営アドバイザー

都道府県庁医療勤務担当課室長
委託の場合は、
勤改センター長（責任者）も確認

⑤計画書のフォローアップ提出（設備等供用6か月後）

1

各都道府県の医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の助言を受けて、「**医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）**」を作成。

- 短縮計画は、労働時間管理の適正化や時間外・休日労働時間の削減に向けた取り組みの有無（未実施の場合は実施予定時期）、本税制を適用予定の設備等の具体的な製品名、導入効果等を記載していただきますが、
 - ・ 作成にあたっては、労務管理や医業経営に詳しい勤改センターのアドバイザーの作成支援を受けることができます。
 - ・ 厚生労働省や都道府県のウェブサイトにも短縮計画の記載例も対象機器別に複数掲載しているので、記載例に沿って作成することができます。特に、医療機関において活用が進んでいる7頁の設備等については、導入効果も含めた記載例を作成しています。
- また、短縮計画の作成に合わせて、医療機関全体の勤務環境改善に向けた様々なアドバイスを受けることができます。

（例）宿日直許可の取得、自己研鑽の取り扱いの明確化、労働時間の客観的な把握に向けた支援、労働時間の短縮に向けた業務効率化に関する助言等
- 本税制の適用を予定している設備等の検討段階から、平行して短縮計画の作成等必要な手続きを実施していただくことで、設備等の円滑な導入に繋がります。

2へ

2

**短縮計画について、勤改センターを経由して
都道府県医療勤務環境改善担当課に提出し、助言・確認を受ける。**

- 提出は、相談をしている勤改センターのアドバイザーへの手交、勤改センターへの郵送、メールによる送付等、医療機関が希望する方法で行うことが可能です。
- 短縮計画の確認は、勤改センターのアドバイザーと都道府県担当課（必要に応じて勤改センター事務局責任者も）が行い、迅速に手続きを実施しています。

3

**確認を受けた短縮計画に基づき、本税制の対象設備等を取得し、
事業の用に供する。**

※対象設備等の取得前に短縮計画の確認を受ける必要があります。

4

**事業の用に供した日の属する事業年度の青色申告の際に、
短縮計画の写しを税務署に提出する。**

その際、対象設備等について、通常の償却費とその取得価格の15%に相当する金額との合計額以下の金額を必要経費として計算した額を、所定の税務書類に記載します

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

対象となる勤務時間短縮用設備等

類型1～5のいずれかに該当するものであり、1台又は1基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。）の取得価額が**30万円以上**のもの

※ [\(別添1\) <計画> 医師等勤務時間短縮計画](#) —（参考資料）対象設備一覧参照

類型 1

労働時間管理の
省力化・充実に資する
勤務時間短縮用設備等

- **勤怠管理を行うための設備等**
ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの
- **勤務シフト作成を行うための設備等**
勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの

類型 2

医師の行う作業の
省力化に資する
勤務時間短縮用設備等

- **書類作成時間の削減のための設備等**
AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの
- **救急医療に対応する設備等**
画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの
- **バイタルデータの把握のための設備等**
ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するもの

医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の例

類型 3

医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

- 医師の診療を補助する設備等

手術支援ロボット手術ユニット、コンピューター診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの

類型 4

遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

- 医師が遠隔で診断するために必要な設備等

遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの

類型 5

チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

- 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等

院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの

- 予診のための設備等

通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの

- 医師の検査や処方指示を電子的に管理するための設備等

電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの

- 医療機器等の管理効率化のための機器・ソフト等

医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンスなど

医療機関において活用が進んでいる設備等

(長時間労働の医師がいる医療機関における取組や本税制の適用実績があるもの)

これらの設備等については、導入効果も含めて医師等勤務時間短縮計画（短縮計画）の記載例を用意しているため、この記載例も参考にさせていただくことで短縮計画の円滑な作成が可能です。

- (1) 勤怠管理システム
(副業・兼業先の労働時間、勤務間インターバルに対応したもの等)
- (2) 電子カルテ等への音声入力システム
- (3) 院外からの電子カルテ閲覧システム
- (4) ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ
- (5) 電子カルテ等情報の視覚化・構造化による管理システム
- (6) 外来診療WEB予約システム
- (7) 電子問診・AI問診システム
- (8) 同意取得の電子化
- (9) AI文書作成システム
- (10) 画像診断装置

働き方税制（所得税、法人税）に係る医師等勤務時間短縮計画（記載例・抜粋）

実行計画（対策の概要）

5. 医師の時間外・休日労働時間の削減等に向けた戦略の設定：

「タスク・シフティング」「女性医師等の支援」「医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組」のうち**該当する項目を記載**します。

タスク・シフティング（業務の移管）

<記載例>

- ・〇〇科について、特定行為研修修了看護師〇人を活用し、〇〇業務を移管しタスク・シフトを推進する。
- ・医師事務作業補助者を〇人配置することで、カルテ等の入力業務や各種日程調整等の業務を移管し医師の業務負担を軽減する。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

女性医師等の支援

<記載例>

- ・遠隔診療機器を導入し、医師の在宅勤務を可能とすることにより、在院して勤務する医師の負担軽減、労働時間削減を図る。
- ・院内保育所／病後児保育を開始し、女性医師の獲得（離職防止・継続雇用）を図ることで医師数を確保することにより、医師の一人あたりの労働時間の削減を図る（その際、保育対象範囲を小学校3年生まで引き上げを検討）。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取り組み

<記載例>

- ・〇〇科について、〇〇機器の導入を図り、×××の効率化を図る ←対象機器を導入する場合には、当該記載は必ず記載してください
- ・特に労働時間の長い〇〇科の医師〇名について、該当する医師の外来時間の削減の取り組みを行い、労働時間の〇時間程度の削減を図る。
- ・対象医師全員について、〇〇会議の効率化（メンバーの限定、会議時間の上限設定等）を行う。
- ・〇〇科について、複数主治医制を導入することで当直以外での出勤を減らす。
- ・連続勤務時間の上限を設定して勤務割りを作成する。
- ・勤務間インターバル時間を設定して勤務割りを作成する。
- ・地域の診療所への紹介を推進すること（逆紹介の推進等）で、平均在院日数を減らす。
- ・二次救急について輪番制を導入する（導入を目指し、地域の医療機関との意見交換を開始する）。
- ・患者サポート窓口の設置により、患者から医師への問い合わせを減らし、医師の労働時間削減を図る。
- ・患者の問診、患者・家族への説明にタブレット等を活用し、医師事務作業補助者が事前に医師に確認の上、説明資料等の準備を行う。
※開始・導入・強化等の時期 令和〇年〇月

※計画の実行に器具・備品・ソフトウェア（税込30万円以上のもの）を必要とする場合は別紙も記載し添付のこと

働き方税制（所得税、法人税）に係る医師等勤務時間短縮計画（記載例・抜粋）

青字は記載例

別紙

器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト

（税込30万円以上のもの）

（計画を実施していくうちに、新たに購入が必要となった場合等は、後日追加又は修正）

※ 該当するものにチェック（リストにないものは適宜、加筆ください）

※ 製品名等だけでは医師の労働時間削減の効果が明らかでないものについては、解説を加えること

1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等（省力化）

☐ ICカード管理の導入（製品名
:メーカー名

☐ タイムカードの導入（製品名
:メーカー名

☐ 勤怠管理ソフトの導入（製品名
:メーカー名
（詳細化）

☐ 時間外・休日に行う研鑽に関する取扱いの明確化
（製品名 :メーカー名

2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：電子カルテへの音声入力システム :メーカー名）

効果の説明（音声入力の活用により、電子カルテへの入力に係る業務負担を軽減することで労働時間の短縮に繋がるとともに、医療分野における専門性の高い各種専門用語の認識が可能となることで、入力後の確認に係る負担軽減にも繋がる 等）

3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：AIを活用した画像診断システム :メーカー名）

効果の説明（レントゲン撮影にAIによる画像診断補助プログラムを活用し、診断効率の改善による撮影時間の短縮、迅速なチェックによる再撮影時間の短縮、撮影後のダブルチェックの時間短縮等の効率化等により、労働時間の短縮が見込まれる 等）

4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

☐ （製品名：電子カルテ閲覧モバイル端末 :メーカー名）

効果の説明（夜間や緊急時に自宅や移動中の車内等から患者情報が確認可能になることで、病院到着時の情報の確認作業の効率化等による労働時間の短縮に繋がる 等）

5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

※医師の事務のタスク・シフト先である他職種の労働時間圧縮含む。

☐ 情報共有強化（製品名:ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ :メーカー名）

効果の説明（連絡手段の1つとして適切に利用することで、入力が容易であり通知もわかりやすいため、対面や電話よりも円滑なコミュニケーションが可能となり関係職種間の連携強化に繋がるとともに、伝達事項が文書として残るので正確な情報共有が可能となる 等）

☐ 院内搬送用ロボット（製品名: :メーカー名）

☐ 患者の離症センサー（製品名: :メーカー名）

6. その他（類型1～5において明示していない設備等）

※医師の労働時間の削減に資するメーカーによる3%以上の業務効率化に関する指標の表示等が必要（必須）（説明が記載されたパンフレット等を添付）

厚生労働省や都道府県のウェブサイトに掲載している短縮計画の様式では、ほかの機器等（7頁参照）に関する記載例も公表しています。

- Q** 電子カルテなどを導入する際には、複数の機器を組み合わせて導入しなければ計画に記載する効果を得られないことが想定されるが、その場合はどのような計画になるのか。
- A** 通常、1組又は1式で購入するような機器については、「1組又は1式」という購入方法で差し支えない。このため、計画にも、導入する機器については「1式」等と記載することになる。
- Q** 何らかの補助金等を活用したものであっても対象となるのか。
- A** 何らかの補助金等を活用したものであっても対象になるが、通常、会計基準によって、購入金額から補助金分を差し引いた、いわゆる圧縮記帳方式等で当該法人の財務諸表が作成されるため、補助金が充てられている部分に対して税制優遇が適用されることはない。

参考資料

記載例

(別 添 1)

医師等勤務時間短縮計画

日付をプルダウンで記載

令和 7 年 8 月 13 日 作成

<基礎情報>

- 医療機関名称
- 管理者名
- 開設者名
- 所在地
- 病床数
- 診療科
- 最も多い病床の種類
- 常勤医師数
- 常勤以外の医師数

××厚労病院	床
医政 太郎	人
〇〇 〇〇	人
××県××市××	
120	
内科、心療内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科	
急性期	
20	
10	

病床の種類をプルダウンで記載

<現状分析>

- 本計画の対象医師（時間外・休日労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上）数
3 人（うち常勤 3 人）
※ 時間外・休日労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、その人数を記載
- 「〈目標〉1. 対象医師の時間外・休日労働等の分析と目標設定」欄の、直近3ヶ月における対象医師の時間外・休日労働についてヒアリング

令和 7 年 8 月

日付をプルダウン形式で記載

〈目 標〉

- 対象医師の時間外・休日労働等の分析と目標設定
原則、直近3ヶ月間の時間外・休日労働について記入
※ 時間外・休日労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上の医師以外の女性医師の負担軽減等についての現状分析を記載する場合は、備考欄に勤務形態（従前及び今後）等改善内容がわかるよう記載
※ 「対象医師の平均」の内訳について任意で欄を作成することも可能

月をプルダウンで記載

	4 月	5 月	6 月	3ヶ月平均 (※計画実施6ヶ月後の目標)	備考
対象医師の平均	89.3	69.3	78.6	79.1	
目標（最長時間）	-	-	-	※ 103	
目標（平均値）	-	-	-	※ 70	
内訳	対象者数に応じて適宜行を追加				
1	103	80.2	92.4	91.9	任意 記載
2	88.3	62.3	70.7	73.8	
3	76.5	65.3	72.7	71.5	

※ 本計画期間における目標値。医師の労働時間短縮の最終目標と一致せずともよい。

<ハイライト分類>

- ・黄色：必須項目
 - ・水色：任意項目
 - ・5. 医師の時間外・休日労働時間の削減等に向けた戦略の設定に関しては、【タスク・シフティング（業務の移管）】、【女性医師等の支援】、【医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組】のいずれか1つは必須項目
- なお、比較的小規模な医療機関でも活用出来ると考えられるものにオレンジ色

2. 削減対象内容： 主に 記録・報告書作成や書類の整理 に係る時間を削減すること
ことで目標を達成 主に取り組む内容をプルダウンで記載

3. 医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組の目標
複数主治医制導入
日付をプルダウンで記載 主に取り組む内容をプルダウンで記載

4. 計画の実施期間： 令和 7 年 8 月 ～ 令和 8 年 8 月

〈実行計画（対策の概要）〉 日付をプルダウンで記載

- ※ それぞれの取組の実施時期も記載
- ※ 2～4については法令上全ての医療機関が必ず行うことになっている

1. 進捗管理 日付をプルダウンで記載 済、未済の別をプルダウンで記載

- (1) 病院管理者による改革の宣言 (済)
※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (2) 病院管理者による改革の宣言の医療機関内における周知 (済)
※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (3) この計画の担当者
事務担当者 (役職 副院長 氏名 厚労 太郎)
進捗管理者 (役職 院長 氏名 医事 花子)

※ 決まっていない場合は 令和 年 月 までに行う

2. 労務時間管理の適正化

- (1) 医師に係る宿日直許可の確認（許可申請未提出で宿日直許可基準に適合する場合は、
労働基準監督署に許可申請を行う） (未済)
※ 行っていない場合は 令和 7 年 12 月 までに行う
- (2) 研鑽の取扱いの書面等による明示と周知徹底 (未済)
※ 行っていない場合は 令和 7 年 12 月 までに行う
- (3) ICカードの導入等労働時間の客観的な把握を開始 (済)
※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (4) 労働条件通知書の交付等による、始業・終業時刻などの労働時間に関する事項の明示
(済) ※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (5) 時間外・休日労働時間の把握を自己申告のみで行っている場合の適正化 (済)
※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (6) 始業・終業時刻、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、
深夜労働時間数の把握 (済)
- 注) これらは賃金台帳に記載すべき項目です。

未済項目： ☐ 始業・終業時刻 ☐ 労働日数 ☐ 労働時間数
☐ 休日労働時間数 ☐ 時間外労働時間数 ☐ 深夜労働時間数 の把握
※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う

3. 3 6 協定等の締結 済、未済の別をプルダウンで記載

- (1) 3 6 協定の定めなく、又は定めを超えて時間外・休日労働をさせていないか
(済) ※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う
- (2) 3 6 協定で定める時間外・休日労働時間数と実際の状況に応じた見直し
(済) ※ 行っていない場合は 令和 年 月 までに行う

4. 産業保健の仕組みの活用

済、未済の別をプルダウンで記載

- (1) 長時間労働となっている医師、診療科等ごとに対応方策についての議論
(未済) ※行っていない場合は 令和 8 年 12 月 までに行う

5. 医師の時間外・休日労働時間の削減等に向けた戦略の設定

【タスク・シフティング（業務の移管）】

具体的な取組内容を記載

(記載例)

- ・〇〇科について、特定行為研修修了看護師〇人を活用し、〇〇業務を移管しタスク・シフトを推進する。
- ・医師事務作業補助者を〇人配置することで、カルテ等の入力業務や各種日程調整等の業務を移管し医師の業務負担を軽減する。

※開始・導入・強化等の時期 令和 8 年 8 月

日付をプルダウンで記載

【女性医師等の支援】

具体的な取組内容を記載

(記載例)

- ・遠隔診療機器を導入し、医師の在宅勤務を可能とすることにより、在院して勤務する医師の負担軽減、労働時間削減を図る。
- ・院内保育所／病後児保育を開始し、女性医師の雇用（離職防止・継続雇用）を図ることで医師数を確保し、医師の一人あたりの労働時間の削減を図る（その際、保育対象範囲を小学校3年生まで引き上げを検討）。

※開始・導入・強化等の時期 令和 8 年 8 月

【医療機関の状況に応じた医師の労働時間削減に向けた取組】

具体的な取組内容を記載

(記載例)

- ・〇〇科について、〇〇機器の導入を図り、×××の効率化を図る。（←対象機器を導入する場合には、当該記載は必ず記載してください）。
- ・特に労働時間の長い〇〇科の医師〇名について、該当する医師の外来時間の削減の取組を行い、労働時間について〇時間程度の削減を図る。
- ・対象医師全員について、〇〇会議の効率化（メンバーの限定、会議時間の上限設定等）を行う。
- ・〇〇科について、複数主治医制を導入することで当直以外での出勤を減らす。
- ・連続勤務時間の上限を設定して勤務シフトを作成。
- ・勤務間インターバル時間を設定して勤務シフトを作成。
- ・地域の診療所への紹介を推進すること（逆紹介の推進等）で、平均在院日数を減らす。
- ・二次救急について輪番制を導入する（導入を目指し、地域の医療機関との意見交換を開始する）。
- ・患者サポート窓口の設置により、患者から医師への問い合わせを減らし、医師の労働時間削減を図る。
- ・患者の間診、患者・家族への説明をタブレット等を活用し、医師事務作業補助者が事前に医師に確認の上、説明資料等の準備を行う。

※開始・導入・強化等の時期 令和 7 年 12 月

※ 計画の実行に器具・備品・ソフトウェア（税込30万円以上のもの）を必要とする場合は別紙も記載し添付のこと

比較的小規模な医療機関でも活用可能と考えられる例示

器具・備品・ソフトウェアの取得等リスト

(税込30万円以上のもの)

(計画を実施していくうちに、新たに購入が必要となった場合等は、後日追加又は修正)

※ 該当するものにチェック (リストにないものは適宜、加筆)

※ 製品名等だけでは医師の労働時間削減の効果が明らかでないものについては、解説を加えること

1. 労働時間の管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等

(省力化)

- ☐ ICカード管理の導入 (製品名 メーカー名)
- ☐ タイムカードの導入 (製品名 メーカー名)
- ☐ 勤怠管理ソフトの導入 (製品名 メーカー名)

(詳細化)

- ☐ 時間外・休日に行う研鑽に関する取扱いの明確化
(製品名 メーカー名)

効果の説明

<勤怠管理システム>

労働時間を適切に把握し、長時間労働となっている職員の把握や要因分析等を可能とすることで、労働時間の短縮や過重労働の防止のための取組に繋げることができる。

(更に、対象機器によっては「勤務間インターバルや代償休息の実施状況を電子的に管理することで、事務職員の業務負担の軽減にも繋がる」「長時間労働の医師に対する面接指導について適切なタイミングで通知やアラートを設定することができる」「副業・兼業先に労働時間の管理を円滑に実施することができる」等の記載も可能と考えられます)。

2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等

- ☐ (製品名 メーカー名)

効果の説明

<電子カルテへの音声入力システム>

音声入力の活用により、電子カルテへの入力に係る業務負担を軽減することで労働時間の短縮に繋がるとともに、医療分野における専門性の高い各種専門用語の認識が可能となることで、入力後の確認に係る負担軽減にも繋がる。

(更に、対象機器によっては「生成AI等を活用し、入力した文書についてSOAP形式に要約する等の構造化された内容に変換することで、文書作成に係る業務負担の軽減に繋がる」等の記載も可能と考えられます。)

比較的小規模な医療機関でも活用可能と考えられる例示

効果の説明	<AI文書作成> 生成AIによる退院サマリや診療情報提供書等の文書作成補助により、医師の文書作成に係る業務負担を軽減することで労働時間の短縮に繋がる。 また、生成AIの学習機能や、必要に応じたテンプレート等のカスタマイズにより対応可能な様式等を増やすことができるため、将来的には更なる労働時間の短縮が見込まれる。 (更に、対象機器によっては「電子カルテシステム等との連携により、将来的には更なる労働時間の短縮が見込まれる」等の記載も可能と考えられます。)
-------	---

比較的小規模な医療機関でも活用可能と考えられる例示

3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等

□ (製品名	メーカー名
効果の説明	<AIを活用した画像診断システム> レントゲン撮影にAIによる画像診断補助プログラムを活用することで、診断効率の改善による撮影時間の短縮、迅速なチェックによる再撮影時間の短縮、撮影後のダブルチェックの時間短縮等の効率化が可能となり、労働時間の短縮が見込まれる。
効果の説明	<画像診断システム> 画像診断システムの導入により、これまで手書きであった読影レポートの作成作業をシステムで作成することが可能になり、読影レポート作成時間が短縮される。また、読影レポートを電子的に管理することで次の診断時における情報検索の所要時間の短縮も見込まれる。

4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等

□ (製品名	メーカー名
効果の説明	<電子カルテ閲覧モバイル端末> 夜間や緊急時に自宅等から患者情報が確認可能になることで、病院到着時の情報の確認作業の効率化等による労働時間の短縮に繋がる。 (更に、対象機器によっては「カルテの記載のみならず、CT検査やMRI検査の結果等も確認が可能になることで、より多くの情報が得られ、患者の病状の詳細な確認が可能となる」等の記載も可能と考えられます。)

5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等

- ※医師の事務のタスク・シフト先である他職種の労働時間圧縮含む。
- 情報共有強化 (製品名 メーカー名)
 - 医師以外の医療従事者の業務量の削減に資する設備等 (院内搬送用ロボット、患者の離床センサー等医師以外の医療従事者の業務を補助するもの)
 - (製品名 メーカー名)

□ 予診のための設備等（通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムにより予診を行うもの）

（製品名 [] メーカー名 []）

効果の説明

<（情報共有強化）ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ>
連絡手段の1つとして適切に利用することで、入力が容易であり通知もわかりやすいため、対面や電話よりも円滑なコミュニケーションが可能となり関係職種間の連携強化に繋がるとともに、伝達事項が文書として残るので正確な情報共有が可能となる。
（更に、対象機器によっては「電子カルテとの連携等により、検査結果等を共有しながらの連絡が可能となる」等の記載も可能と考えられます。）

効果の説明

<（情報共有強化）電子カルテ等情報の視覚化・構造化による管理システム（電子カルテシステム、調剤システム、医事システム、画像管理システム等）>
患者情報を電子的に入力、集約し一括管理することにより、記録の管理や円滑な確認・共有が可能となり、タスク・シフト／シェア等の関係職種間の連携強化に繋がるとともに、記録や指示の確認に要する時間やカンファレンスに要する時間の短縮等業務効率化に資することで労働時間の短縮にも繋がる。
（更に、対象機器によっては「医療機関の既存機器を生かしつつ、当該管理システムを導入することで、様々な医療機器と接続できることから、より幅広い情報を正確かつ円滑に連携することができる」等の記載も可能と考えられます。）

効果の説明

<（予診のための設備等）外来診療WEB予約システム>
電話対応や予約調整の業務負担の軽減に繋がるとともに、症状の簡単な聞き取り等を事前に行うことで受診が必要な診療科をある程度特定する等、事前のスクリーニングが可能となり、患者来院時の問診の効率的な実施に資することから労働時間の短縮にも繋がる。また、診療時間以外でも予約可能なことから患者の利便性の向上にも資する。

効果の説明

<（予診のための設備等）電子問診・AI問診システム>
紙による問診から電子的な運用への変更により、紙媒体のスキャンや保管、電子カルテへの転記の作業負担が削減されるとともに、患者の入力した情報が正確に電子カルテに反映され内容確認も不要となるため労働時間の短縮に繋がる。

比較的小規模な医療機関でも活用可能と考えられる例示

効果の説明

<（予診のための設備等）手術等の同意取得の電子化>

紙媒体の同意書から電子的な運用への変更により、紙媒体のスキャンや保管、電子カルテへの転記の作業負担が削減されるとともに、患者の入力した情報が正確に電子カルテに反映され内容確認も不要となるため労働時間の短縮に繋がる。

（更に、対象機器によっては「電子カルテや電子問診等との連携により、患者情報を一元管理することで各種情報の確認時間の短縮にも繋がる」等の記載も可能と考えられます。）

6 その他（類型1～5において明示していない設備等）

※医師の労働時間の削減に資するメーカーによる３％以上の業務効率化に関する指標の表示等が必要（必須）（説明が記載されたパンフレット等を添付）

●働き方税制 Q A（「平成31年3月29日付厚生労働省医療勤務環境改善推進室事務連絡」を抜粋、一部改変）

番号	分類	質問	回答
1	医師等勤務時間短縮計画	計画の様式では、「計画の対象医師（時間外・休日労働時間が直近3ヶ月平均60時間以上）」となっているが、当該医療機関に直近3ヶ月平均60時間以上の医師がいない場合は計画の対象になるのか。	基本的には時間外・休日労働時間が多い医師を減らすための計画を策定してもらうことにより税制上の対応をすることを目的としており、そうした医療機関に取り組んでいただきたいと考えている。しかし、計画自体は、少しでも医師の時間外・休日労働時間を短縮しようとしているのであれば、作ってはいけないものではなく、法令上もそれを除いてはいないことから、当該医療機関は対象外とはならない。 なお、医師の長時間労働を短縮する際、女性医師の勤務負担軽減（短時間勤務等）により、女性医師の活躍が期待されることで、それ以外の医師の勤務負担軽減にもつながることから、女性医師の勤務時間についての計画を負担軽減と合わせて記載し、推進することも差し支えない。 また、医師以外の職種は必須ではないが、合わせて時間外・休日労働の多い医療従事者についての労働時間短縮を行う場合には、同様に記載し、推進することも差し支えない。
2	医師等勤務時間短縮計画	計画策定後、勤務時間短縮用設備等の取得が遅れ、次事業年度に供用した場合は、その適用はいつになるか。	供用した年度の税制に沿って特別償却制度を適用することになり、次事業年度において特別償却できる場合には、次事業年度終了後の青色申告に記載する。
3	医師等勤務時間短縮計画	計画の確認を受け、税務署に青色申告した後、計画の修正を受け、追加的に必要な勤務時間短縮用設備等が生じた場合には、追加で特別償却の対象となるが、事業年度をまたいだ修正の場合はどのようなになるのか。	青色申告は、取得等して用に供した場合に計上することになるが、事業年度をまたいで計画を修正し、対象となる勤務時間短縮用設備等が追加され、用に供した場合には、設備ごとに、その用に供した事業年度分として青色申告することになる。（計画に修正の日付と内容を記載することで、税務署が、対象機器として医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）等が確認したものであるか確認できるようになる）

4	医師等勤務時間短縮計画	勤改センター及び都道府県の確認前に計画に記載した勤務時間短縮用設備等を供用した場合には税制上の適用はどうか。	あくまで都道府県の確認を受けた計画に基づき取得した勤務時間短縮用設備等が該当になるため、当該勤務時間短縮用設備等に特別償却は適用されない。
5	勤務時間短縮用設備等	類型 1 ～ 5 において明示していない設備等については「従来の製品より 3 %以上の効率化を謳っていることを要件とする。比較対象の製品としては、当該勤務時間短縮用設備等の購入時から法定耐用年数を遡った時点での同一製造メーカーの製品とする」について、法定耐用年数 5 年の医療機器があり、2019年に購入するとした場合、2014年以前の旧モデルと比較になるのか。	そのとおり。
6	勤務時間短縮用設備等	その場合、2000年、2010年にモデルチェンジの機器について2010年モデルを購入する際、2000年モデルと比較するのか。	新たに購入するものと、2014年時点でのモデルと比較。
7	勤務時間短縮用設備等	2013年、2015年、2017年にモデルチェンジ、2017年モデル購入する場合は 3 世代前の2013年モデルと比較するのか。	そのとおり。
8	勤務時間短縮用設備等	類型 1 ～ 5 において明示していない設備等については「3 %以上の効率化を謳っていることを要件」としているが、効果をうたっていない製品は対象外か。	そのとおり。ただし、学術論文等でその効果が示されているものであれば、代替可能であり、メーカーや医療機関がそれを説明する文書を添付すれば対象となる。
9	勤務時間短縮用設備等	なぜ「類型 1 ～ 5 において明示していない設備等」は 3 %省力化を証明する必要があるのか。	その効果等があらかじめ想定されると思われるものは通知に記載しているため、それ以外の設備等については、「医師の労働時間短縮に資する」ことを説明している機器であることの根拠を示す必要がある。
10	勤務時間短縮用設備等	全くの新規製品の場合は、同製品導入前の事務作業との比較はどのように比較をすればよいか。	基本的には製品がない場合に比べ、一部の行程でも機械化できるならば、その行程については負担軽減され、それに係る時間の全部又は一部が短縮されることになると考えられる。

11	勤務時間短縮用設備等	もともと当該医療機関において更新予定だった機器の場合、現在あるものと同じ機種でも対象か。	更新する場合、何らかの劣化があったことが想定されるため、通知に記載の効果が見込めるのであれば対象となりうる。なお、こうした機器は、同じ機器であっても、通常、性能が徐々に改善されることが多いと考えられる。
12	勤務時間短縮用設備等	電子カルテなどを導入する際には、複数の機器を組み合わせで導入しなければ計画に記載する効果を得られないことが想定されるが、その場合はどのような計画になるのか。	通常、1組又は1式で購入するような機器については、「1組又は1式」という購入方法で差し支えない。このため、計画にも、導入する機器については「1式」等と記載することになる。
13	フォローアップの報告	報告書（フォローアップの記録）が当初計画に記載していた目標の数値に達していない場合には、計画書の税制に係る効果は取り消されるものか。	取り消しはされない。まずは医師の労働時間短縮に向け取り組むことが重要であり、もし労働時間の短縮の効果が見られない場合には、その原因について当該医療機関へ勤改センターから助言等の支援を行うことで改善を図ることとなる。
14	その他	複数県にまたがり医療機関を設置する法人について申告は法人単位、医師勤務時間短縮計画は医療機関単位になると思うが、法人本部が所在しない都道府県にある医療機関の医師勤務時間短縮計画については、それぞれの都道府県の承認を受けることとなるのか。それとも、法人本部が所在する都道府県で一括して行うこととなるのか。	医療機関が所在するそれぞれの都道府県の承認を受ける。例えば、東京都に法人本部があり、神奈川県に医療機関が神奈川県に医師勤務時間短縮計画を提出して承認をもらったとして、税務署へは、神奈川県の勤改センターの承認書を書類として法人本部のある東京都の税務署に提出。（短縮計画は医療機関単位であるが、税務署への申告は法人単位。）
15	その他	勤改センターに相談されずに医療機関が自主的に「医師等勤務時間短縮計画」の様式に沿って内容が適確に記載された計画書を勤改センターに提出した場合、助言したことになるのか。	その場合は、提出された計画書で不備があれば当該医療機関に助言し修正等求め、特に計画の内容に触れることがない場合は、当該計画書を確認したことをもって助言とし、都道府県における所定手続きを経て当該医療機関に返すことで差し支えない。
16	その他	特別償却の税制優遇を受けられる設備等は、中古で取得したものも対象になるのか。	中古は対象外。

17	その他	CT、MRIなどは、既存の高額医療機器の特別償却制度にもあるが、勤務時間短縮用設備等として取得した場合は12%ではなく15%の償却率が適用されるのか。	通常の高額医療機器の特別償却として取り扱う場合には12%の償却率が適用され、15%の償却率は適用されないが、勤務時間短縮用設備等として医師勤務時間短縮計画に記載され、今般の税制上の手続きが行われる場合には15%の償却率が適用される。ただし、12%の償却率を併用することはできない。
18	その他	何らかの補助金等を活用したものであっても対象となるのか。	何らかの補助金等を活用したものであっても対象になるが、通常、会計基準によって、購入金額から補助金分を差し引いた、いわゆる圧縮記帳方式等で当該法人の財務諸表が作成されるため、補助金が充てられている部分に対して税制優遇が適用されることはない。
19	その他	診療所が計画を策定しても、税制上の優遇が受けられるのか。	診療所であってもそれを除外はされていない。 ただし、制度の目的は医師の労働時間の短縮であるため、その効果が期待される場合に限られるものである。
20	その他	一人診療所や36協定対象医師がいない場合は対象外か。	36協定の対象となる医師を想定しているが、そのような医師も除外はしていない（番号1 関連参照）。なお、医師に時間外労働をさせる場合には、必ず36協定が必要になるため、もし36協定を締結すべき医師がいるのに締結していないのであれば締結が必要。